

受理官庁 UA	国家機関「ウクライナ国立知的財産 イノベーション庁(UANIPIO)」	附属書 C UA
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ウクライナ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語, ウクライナ語 ¹	
配列表における言語依存フリーテキスト のために認められる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか? ²	認めない	
受理官庁は引用による補充を認めるか (PCT規則20.6)?	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の 提出を認め、それを国際事務局に送付す るか?	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用 する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又は国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベー ション庁(UANIPIO)」	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 ³ 又は国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベー ション庁(UANIPIO)」	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。関連する受理官庁の通告については、2023年8月10日付公示（PCT公報）156頁参照。
- 3 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

U A 国家機関「ウクライナ国立知的財産
イノベーション庁(UANIPIO)」 U A
(続き)

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ウクライナ・フリヴニャ (UAH), ユーロ (EUR) 及び米国・ドル (USD)
送付手数料 ⁴	UAH 2,600 又は同等の EUR 若しくは USD の額
国際出願手数料 ⁵	USD 1,456 又は同等の UAH 若しくは EUR の額
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD 16 又は同等の UAH 若しくは EUR の額
調査手数料	附属書D (EP) 又は (UA) 参照
優先権書類の手数料 ⁴ (PCT規則17.1(b))	UAH 800 に 30枚を超える1枚につき UAH 10 又は同等の EUR 若しくは USD の額
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d)) ⁴	UAH 200 又は同等の EUR 若しくは USD の額

受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がウクライナに居住している場合 要 ，出願人がウクライナの非居住者である場合
-----------------	---

誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対する手続のために弁理士として登録されている者
-----------------	------------------------------

委任状の提出要件の放棄⁶

受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない

4 この手数料は、出願人すべてが発明者でもある場合、90%減額され、出願人すべてが非営利機関又は組織でもある場合、80%減額される。両方の種類の出願人が行った出願について手数料を支払うとき、出願人すべてが発明者又は非営利機関若しくは組織でもある場合、手数料は80%減額される。

5 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。

6 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。